

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和八年二月一日

広島県収用委員会会長 野曾原 悅子

広島県収用委員会規則第一号

広島県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

広島県収用委員会運営規則（昭和三十年収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附 則	改 正 後	改 正 前
	（公印） 第十二条（略） 2 前項の公印の取扱いに必要な事項について は、別に定める。	（公印） 第十二条（略）

この規則は、公布の日から施行する。